

社会起業プランコンペ実施要綱の改訂について

平成 22 年 6 月 14 日に施行した「社会起業プラン・コンペティション実施要綱」について、下表（旧）記載の各条を（新）に記載の通り改訂する。

（旧）	（新）
（要綱の目的） 第 1 条 この要綱は、社会的企業育成支援事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が実施する社会的企業育成支援事業（以下「本事業」という。）のうち、社会起業インキュベーション事業（以下「起業支援事業」という。）として実施する社会起業プラン・コンペティション（以下「社会起業プランコンペ」という。）の実施に関して必要な事項を定める。 2 社会的企業育成支援事業は、社会的企業人材創出・インターンシップ事業（以下「人材育成事業」という。）ならびに起業支援事業により構成し、人材育成事業の実施に必要な事項については別に定める。	（要綱の目的） 第 1 条 この要綱は、社会的企業育成支援事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、内閣府「地域社会雇用創造事業」の一環として実施する社会的企業育成支援事業（以下「本事業」という。）のうち、社会起業インキュベーション事業（以下「起業支援事業」という。）として実施する社会起業プラン・コンペティション（以下「社会起業プランコンペ」という。）の実施に関して必要な事項を定める。 2 社会的企業育成支援事業は、社会的企業人材創出・インターンシップ事業（以下「人材育成事業」という。）ならびに起業支援事業により構成し、人材育成事業の実施に必要な事項については別に定める。
（募集要項） 第 7 条 候補者の募集にあたっては、別に定める「社会起業プラン・コンペティション募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、実施するものとする。なお、募集要項は本要綱に従って各クール、実施地区毎に地域事務局がこれを定める。	（募集要項） 第 7 条 候補者の募集にあたっては、別に定める「社会起業プラン・コンペティション募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、実施するものとする。なお、募集要項は本要綱に従ってコンペ毎に地域事務局がこれを定める。

(候補者の募集・選考方法) 第 8 条 募集要項の定めるところに従って応募のあった候補者については、起業支援委員会に於ける検討・調整のもと、地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）が書面審査（一次審査）を行い、地域事務局が一次審査の可否を決定する。なお、書面審査に加えて、必要に応じて面談による審査を実施する場合がある。 2 地域事務局は次に掲げる事項等に留意して、応募者の社会起業プラン等の内容を選考する。 (1) 社会起業プランの内容が本事業の主旨・目的と合致し、一次審査の基準を満たしていること。 (2) 候補者の知識・経験などが、社会起業プランを効果的に実施するために必要な水準を満たしていること。 3 一次審査の結果については、応募者（推薦のあった場合には応募者及び推薦元）に対して、すみやかに可否を通知する。なお、可否の理由については、可否に関わらず、またその請求の事由に関わらず、これを開示しない。 4 一次審査の通過者については地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）ならびに人材育成事業のプログラムオフィサーなどが二次審査に向けて、その社会起業プランのブラッシュアップ等（研修カリキュラムの受講の推薦を含む。）を支援する。	(候補者の募集・選考方法) 第 8 条 募集要項の定めるところに従って応募のあった候補者については、起業支援委員会に於ける検討・調整のもと、地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）が書面審査（一次審査）を行い、地域事務局が一次審査の可否を決定する。なお、書面審査に加えて、必要に応じて面談による審査を実施する場合がある。 2 地域事務局は次に掲げる事項等に留意して、応募者の社会起業プラン等の内容を選考する。 (1) 第 4 条に定める対象者の条件を満たしていること。 (2) 社会起業プランの内容が本事業の主旨・目的と合致し、一次審査の基準を満たしていること。 (3) 候補者の知識・経験などが、社会起業プランを効果的に実施するために必要な水準を満たしていること。 3 一次審査の結果については、応募者（推薦のあった場合には応募者及び推薦元）に対して、すみやかに可否を通知する。なお、可否の理由については、可否に関わらず、またその請求の事由に関わらず、これを開示しない。 4 起業支援対象者の決定にあたっては二次審査としてプレゼンテーション審査会を実施し、有識者等の第三者により構成する選定評価委員会（以下、「審査委員会」という。）が「社会性」「事業性」「革新性」等の観点から評
---	--

5 起業支援対象者の決定にあたっては二次審査として候補者によるプレゼンテーション審査会を実施し、有識者等の第三者により構成する選定評価委員会（以下、「審査委員会」という。）に於ける審査を経て地域事務局がこれを決定する。なお、審査委員会の設置に関して必要な事項は別に定める。	価・審査を行った上で、地域事務局がこれを決定する。なお、審査委員会の設置に関して必要な事項は別に定める。
（実施期間・開催数） 第9条 社会起業プラン・コンペティションは第11条の表に定める各クールに於いて各々の事業実施地区／会場毎に1回開催し、合計:12回を実施する。なお、各クールに於いて社会起業プランを募集する期間等の詳細は募集要項に於いて定める。	（実施期間・開催数） 第9条 社会起業プラン・コンペティションは第11条の表に定める各期乃至各クールに於いて各々の事業実施地区／会場毎に1回開催し、合計:12回以上を実施する。なお、各期乃至各クールに於いて社会起業プランを募集する期間等の詳細は募集要項に於いて定める。 2 但し、予定する合計の起業対象者数に達した時点で、以後の社会起業プラン・コンペティションを実施しない場合がある。
附 則 （施行期日） 本要項は平成22年6月14日から施行する。	附 則 （施行期日） 本要項は平成22年11月15日から施行する。

以上